



「崇仏論争」についての一試論：
物部氏の役割をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00008054

「崇仏論争」についての一試論
——物部氏の役割をめぐる——

An Essay on Disputes about “Acceptance of Buddhism”
——concerning the Role played by the Mononobe——

黒田 達也*
Tatsuya KURODA*

(昭和56年4月15日受理)

あらまし

『日本書紀』欽明・敏達・用明各条にみえる「崇仏論争」は、朝鮮半島における倭政権の勢力が衰退する契機として位置づけられている。「排仏」派として現われる物部・中臣両氏は親百濟政策をとる蘇我氏による百濟系仏教の導入に反対したのであり、仏教導入そのものに反対しているのではない。「崇仏論争」は石上・藤原両氏にとって、いわば祖先顕彰的性格を有する記事であり、その原型における物部・中臣両氏の役割は、あったとしても極めて小さい。

1. はじめに

『日本書紀』（以下『紀』と略す）欽明13年10月条・敏達13～14年条・用明2年4月条にみえる所謂「崇仏論争」は、物部氏が蘇我氏に比肩しうる有力豪族であったという通説の一つの根拠となっている。「崇仏論争」の原型がいかなるものであれ、『紀』に物部氏が「排仏」派の頭目として登場していることは、物部氏の「滅亡」が「崇仏論争」を契機とするものであった、と『紀』が主張していることになる。しかし、物部氏と中臣氏が仏敵として現われているとする一般の理解には疑問がある。『紀』編纂段階の左大臣は物部氏の後裔石上麻呂、右大臣は中臣氏の後裔藤原不比等であり、彼等が自家の不利になるような記述を挿入することを許したとは考えがたいのではなからうか¹⁾。『紀』の「崇仏論争」の原型をなすと考えられている『元興寺伽藍縁起并流記資材帳』（以下『縁起』と略す）には物部・中臣両氏は具体的な名前では登場していないのであり、『紀』編纂段階でなぜことさらに両氏が登場させられたのかが説明しがたいからである。「崇仏論争」記事挿入の背景として他の理由を求めなければならないのではなからうか。そこで、本稿では、従来ほとんど追究されていないと思われる「崇仏論争」記事の位置づけについて検討し、そこにおける物部氏の役割について考えることにしたい²⁾。

2. 「崇仏論争」関係記事の位置づけについて

『紀』における朝鮮関係記事では、百濟とは有好、新羅とは不和・対立という記述が多い。このことは、『三国史記』新羅本紀の倭国・倭人関係記事にも共通することからして、わが国と百濟・新羅との関係を反映しているとみられる。しかし、当然のことと考えられるかもしれないが、例外の記述もいくつかみられる。しかも、仏教受容をめぐる紛争を記述する欽明・敏

*一般教養科 (Department of General Education)

達紀にみられるのである。以下、『紀』の叙述に従って、その実態をみることにしよう。

欽明元年～2年3月紀は后妃・納妃・皇子女・大伴金村失脚記事等が中心であり、対外関係では元年8月紀に高句麗・百濟・新羅・任那が遣使し貢職を修めたことがみえるだけである。2年4月紀～5年11月紀は朝鮮関係記事で占められており、任那復建問題に関する記事が中心である。ここでは百濟と新羅とが対立関係にあり、その中で欽明が百濟聖明王に任那復建を再三詔し、聖明王も復建を上申しているのであるが、その一方、新羅とわが国との間に直接の対立があったことを示す記述は見られない。2年4月紀に任那早岐等が先に新羅と任那の復建について議したとあること、同年7月紀に安羅日本府が新羅と計っていることを聞いた百濟が日本府の河内直を責めたとあること、5年2月紀に日本府が百濟に、印奇臣を新羅へ津守連を百濟へ派遣するので勅するまで新羅・百濟へ往くなど詔され、印奇臣は日本臣と任那執事と新羅へ行き天皇の勅を聞けと言ひ、津守連は自分が百濟へ遣わされたのは下韓の百濟郡令・城主を追い出すためであると言ひ、百濟へ行って天皇の勅を聴けとは聞かなかつた、と答えていること等は、任那復建について倭国が新羅とも計ったことを示すものである。津守連のことばや、4年11月甲午紀に任那に在る百濟郡令・城主を日本府の支配下に附けよという天皇の詔に百濟が反対していることが記されていること等からすれば、むしろ、倭国と百濟との関係が冷却化していたことを示すとすべきではないかと思う。5年12月紀～7年庚辰紀も朝鮮関係記事が中心であるが、めだつ記事は6年9月紀に百濟が天皇のために丈六仏像を造つたとあることと6・7年紀の高麗大乱記事だけである。8年4月紀～13年5月乙亥紀は、13年4月紀を除いて、百濟と高句麗・新羅の対立、百濟から倭国への援軍要請の記述である。しかし、倭国は百濟のために援軍を派遣していない。9年10月紀に、「遣_レ三百七十人於百濟_一、助_レ築城於得爾辛_一。」、11年2月庚寅紀に、「重詔曰、朕聞、北敵強暴、故賜_レ矢卅具_一、庶防_レ一處_一。」とあり、倭国が百濟を支援したことは明らかであるが、12年庚辰紀までは高句麗のみが問題であり、新羅は問題とはなっていない。次いで13年5月乙亥紀に百濟・加羅・安羅が倭国へ遣使して高句麗・新羅の攻撃に対する援軍を乞うたことが記されているが、「今百濟王・安羅王・加羅王、與_レ日本府臣等_一、俱遣_レ使奏狀聞訖。亦宜_レ共_レ任_レ那_一、并_レ心_一力_一。猶尚若_レ茲、必蒙_レ上天擁護之福_一、亦頼_レ可畏_レ天皇之靈_一也。」と詔しているだけである。

以上、仏教受容以前の欽明紀の朝鮮関係記事をみてきた。そこで明らかになったことは、倭国は任那復建問題については百濟だけでなく、新羅とも計ろうとしており、6年9月紀の百濟での造仏記事以前はむしろ百濟と対立的であり、それ以後は百濟とは友好関係となり、高句麗と対立する百濟を支援しているが、まだ新羅とは対立していない、ということである。

ところが、このような朝鮮に対する倭国の姿勢は13年10月紀の百濟からの獻仏関係記事・「崇仏論争」を経て一変している。14年正月乙亥紀には百濟からの援軍要請記事がみえるが、同年6月紀ではそれに答えて内臣を派遣したことが記され、15年5月戊子紀には内臣が舟師を率いて百濟へ渡つたことがみえ、同年12月紀には有至臣（＝内臣）の軍士によって新羅の函山城を抜いたことが百濟使によって伝えられたことが記されている。そして22年庚辰紀に新羅使者が百濟の下に列して引導されたために怒って帰国し、新羅が倭国に備えて阿羅波斯山に築城したことがみえ、23年正月紀に新羅が任那官家を打ち滅したことが記されている。すなわち、百濟からの獻仏以後、百濟との友好関係の進展、新羅との関係悪化という記述になっているのである。

次に敏達紀の叙述内容に移ることにしよう。8年10月紀までは百濟・高句麗・新羅と倭国の間に対立があったことを示す記述はみられないが、6年11月庚午朔紀に百濟王が経論等を献じたことあり、8年10月紀に新羅が仏像を送つたことがみえた後、9年6月紀と11年10月紀に倭国

が新羅の朝貢使を追いかえした記事がみえる。12年紀は火葦北国造阿利斯登の子達率日羅に関する物語である。日羅が阿倍目等に語ったことばには、「爾乃、以能_レ使_レ使_レ於_レ百濟、召_レ其國王、若不_レ來者、召_レ其太佐平・王子等_レ來。卽自然心生_レ欽伏。後應_レ問_レ罪。」「百濟人謀言、有_レ船三百。欲_レ請_レ筑紫。若其實請、宜陽賜予。然則百濟、欲_レ新造_レ國、必先以_レ女人小子_レ載_レ船而至。國家、望_レ於此時、壹伎・對馬、多置_レ伏兵、候_レ至而殺。莫_レ翻被_レ詐。每於_レ要害之所、堅築_レ壘塞矣。」とあり、日羅を送ってきた百濟の恩率・參官が徳爾等に、「計_レ吾過_レ筑紫許、汝等偷殺_レ日羅者、吾具白_レ王、當_レ賜_レ高爵。身及妻子、垂_レ榮於後。」と語って日羅を殺させたことは、百濟が倭国と対立関係に入ろうとしていたことを示していると考えられる。そして、その翌年に百濟から石像・仏像がもたらされるが、以後、用明紀の「崇仏論争」をもへて、崇峻・推古両紀にみられるように、百濟とは友好関係、新羅とは非友好関係という記述になっている。

欽明・敏達・用明各紀の仏教・仏像受容記事・「崇仏論争」記事は、倭国と百濟・新羅との関係が変化する中心に位置していると言えるであろう。即ち、欽明6年9月紀の百濟が天皇のために丈六仏像を造ったという記事は百濟との関係の平常化への契機、同13年10月紀の百濟からの仏像等の献上及び「崇仏論争」は百濟への全面的支援・対新羅関係の悪化・任那滅亡のそれぞれの契機、敏達6年11月庚午朔紀の百濟からの経論等の献上は対新羅関係悪化の契機、同13年9月紀の百濟からの石像・仏像導入と14年2月紀・用明2年4月紀の「崇仏論争」は対百濟関係正常化への契機としてそれぞれ位置づけられていると考えられるのである。任那日本府の官人として現われている的臣について、欽明5年3月紀の百濟の上表文中では、「的臣等、猶住_レ安羅、任那之國、恐難_レ建立。宜_レ早退却。」と言っているのに対し、同14年8月己酉紀の百濟の上表文では、「別_レ的臣敬受_レ天勅、來撫_レ臣蕃。夙夜乾々、勤_レ修庶務。由_レ是、海表諸蕃、皆稱_レ其善。謂_レ當_レ萬歲、肅_レ清海表。不幸云亡。深用追痛。」とあって、評価が正反対となっている。献仏・「崇仏論争」を契機として、百濟との友好関係が復活したことを物語るものであろう。このような百濟からの献仏記事・「崇仏論争」の位置づけは、『紀』編者による作為を推測させるのである。

継体紀では、任那四県割讓記事等³⁾、百濟とは終始友好関係であり、筑紫国造磐井の「反乱」に新羅が一役かっていたとあること⁴⁾等から、総じて新羅とは対立関係にあったとされていると考えられる。安閑紀では元年5月条に百濟が遣使上表したことがみえるだけである。宣化紀では、2年10月壬辰朔条に、大伴狭手彦を遣して任那を鎮め百濟を救わせたことがみえるので、百濟との友好関係、新羅との非友好関係を想定することができる。

宣化紀以前の百濟との友好関係、新羅との非友好関係から、欽明紀前半の両国との関係への転換の間には欽明元年9月乙卯紀の所謂大伴金村大連の失脚があり、しかも失脚させた張本人は物部尾輿である。欽明紀後半の新羅・高句麗との非友好関係から敏達紀の友好関係への推移の間には蘇我稻目大臣の死がある。舒明紀～斉明紀前半では朝鮮三国との関係には非友好的な記述はみられず、斉明紀の後半で百濟が新羅・唐連合軍によって滅ぼされたことで新羅と対立関係に入ったという記述がみられる。そして、舒明紀以後の友好関係的記述の前には蘇我馬子大臣の死がある。

以上のような『紀』の記述をみると、編者の意図がかいまみられるようである。即ち、倭国が大伴金村大連の指導下で百濟と結んだために任那諸国の一部の離反を招き、金村失脚後、百濟だけでなく他とも友好関係を結んだが、百濟からの献仏等を契機として従来の路線が復活したことで任那の滅亡を招来し、その百濟との関係を追求した蘇我稻目大臣が死んだことにより、三国との友好関係が復活し、むしろ百濟との関係は悪化した。しかし、百濟から経論・

石像・仏像等を導入したことから、対百済関係のみを重視する外交がまたもや復活し、最終的に百済が減んだことで朝鮮半島における倭国の影響力は全くなくなることになった、ということではなかろうか。大伴氏や蘇我氏による親百済政策が半島からの倭国の影響力の衰退・消滅の原因である、ということである。

このように考えることに大過ないとすれば、「崇仏論争」において物部・中臣両氏が仏教受容に反対しているのは「正義」であり、また祖先顕彰的性格を有する、とすべきであるが、従来の朝鮮関係記事についての理解や「崇仏論争」に関する見解・所説と大きく相違することになる。そこで、ここでは武烈紀以前の朝鮮関係記事をどのように解すべきであるかということについて述べておくことにしたい。

武烈紀以前でも新羅が倭国と友好関係にあったとする記述は少なく、ほとんどが「闕頁」ないしそれに関係することによる対立関係となっている。この部分の記事はほとんどが史実ではなく、『紀』編纂段階での作為であり、それなりの目的をもって造作されたものと考えられるが、編纂段階では倭国は新羅と友好関係にあったのであり、ことさらに新羅との関係を悪化させようとするが如き記述をしたとは考えられないのではなかろうか。このような発想から、武烈紀以前の対新羅関係記事をみることにしたい。

神功・応神・仁徳・雄略各紀に非友好関係の記述がみられるが、神功紀では葛城襲津彦⁵⁾・千熊長彦⁶⁾・荒田別⁷⁾・鹿我別⁸⁾、応神紀では平群木菟宿禰⁹⁾・的戸田宿禰¹⁰⁾、仁徳紀では的臣祖砥田宿禰¹¹⁾・小泊瀬道祖賢遣臣¹²⁾・上毛野君祖竹葉瀬¹³⁾・田道¹⁴⁾、雄略紀では紀小弓宿禰¹⁵⁾・小鹿火宿禰¹⁶⁾・蘇我韓子宿禰¹⁷⁾・大伴談連¹⁸⁾・吉備弟君¹⁹⁾等がそれぞれ闕頁を問う使者や新羅を討伐する使者として派遣されている。そして、葛城襲津彦や蘇我韓子宿禰等が派遣された時には新羅との交渉等が失敗しているのである。蘇我氏は、推古32年10月癸卯朔紀の馬子の奏に、「葛城縣者、元臣之本居地。故因_レ其縣_ニ爲_レ姓名_ト。」とあり、『上宮聖徳法王帝説』に「葛木臣」、『聖徳太子伝暦』に「蘇我葛木臣」とあること等からして、葛城氏の後裔を称していたと考えられるので、『紀』は蘇我氏一族が派遣された時は失敗していると主張しているとみられよう。他の場合では、吉備弟名の場合を除いて、成功しているが、闕頁等があること自体問題であろう。神功紀～仁徳紀では蘇我氏の祖武内宿禰が大臣として現われている。雄略紀では大伴室屋が大連として実権を握り、新羅征討軍を派遣したように記されている。一方、允恭紀では新羅との友好関係が記されているが、ここでは物部氏の同族とされる尾張吾襲が、葛城襲津彦の子玉田宿禰が殯宮大夫でありながらその場所にいづ酒宴していたことを告げたことによって、玉田宿禰が殺されたことがみえ²⁰⁾、また舎人としてではあるが、中臣烏賊津使主も活躍している²¹⁾。

そこで、一つの案を提出しておきたい。それは、武烈紀以前の記述も継体紀以後のそれと対応しているのではないか、ということである。即ち、蘇我氏や大伴氏が親百済政策・反新羅政策をとり、物部氏や中臣氏はそれに反対したということで一貫していると考えられるのではなかろうか。神功紀～武烈紀の朝鮮関係記事は、継体紀以後の記述の前提となっていると考えられる。

3. 「崇仏論争」について

崇仏問題をめぐる紛争は石上・藤原両氏にとって祖先顕彰的性格を有するものとして『紀』に載せられている、と前章で想定したことについて、本章では「崇仏論争」の性格を明らかにすることによって論じることにしたい。

最初に注目したいことは、崇仏問題をめぐる紛争は百済から仏像等をもたらされたことを契

機としておこっているということである。欽明14年5月戊辰朔紀に河内国泉郡茅渟海中から得た樟木で仏像を2軀造ったこと、敏達6年11月庚午朔紀に百済が大別王に付して経論・僧侶・造寺工・造仏工等を献上したこと、同8年10月紀に新羅が仏像を送ってきたこと、がみえるが、これらの時には紛争は生じていないのである。

次に、欽明13年10月紀では、百済聖明王は釈迦仏金銅像1軀・幡蓋若干・経論若干巻を献じているが、物部尾輿大連・中臣鎌子は有司をして仏像を難波の堀江に流し棄て、伽藍を焼かしても、経論は問題としていない。敏達14年紀でも、物部弓削守屋大連が行ったことは、塔・仏像・仏殿を焼き、余の仏像を難波の堀江に棄て、蘇我馬子大臣と馬子に従う善信等の尼を訶責めたことであって、ここでも経論については触れられていない。一方、『縁起』では、余臣が稲目の死後、堂舎を焼き切り、仏像・経教を難波江に流した、とある。『紀』で「排仏」派が経論を問題としなかったかのようにになっているのは注目されよう。仏像は百済から伝来したものであり、伽藍・塔・仏殿は蘇我氏の建立によるものであって、前章でみたように、百済からの献仏は対朝鮮関係の変化の契機として位置づけられていることと関係を有すると考えられるからである。

また、欽明13年10月紀・敏達14年3月丁巳朔紀には、「崇仏」「排仏」のいずれの時にも災がおこったことが記されている。「崇仏」に対する国神の怒り、「排仏」に対する仏神の怒り、の両方がおこったとしている。一方、『縁起』では、欽明朝・敏達朝のいずれの場合も、「排仏」に対する仏神の怒りのみが記されているようである²²⁾。『紀』では国神が仏神を受容することに反対し、『縁起』では反対しなかった、ということになるであろう。

以上のように、「崇仏論争」では百済から献上された仏像が問題となっており、同じく百済から献じられた経論・僧侶等や、国内で造られた仏像、新羅から献じられた仏像等は問題とはされていないのである。「排仏」という場合には、経論・僧侶が仏像にもまして排斥を被るものであると考えられるにもかかわらず、『紀』の実態はこのようなものなのである。「仏」の教えである経論やそれを普及する僧侶、寺等を造る造寺工、仏像を造る造仏工等が弾圧・排斥されていないということは、物部・中臣両氏が仏教の導入そのものに反対しているのではない、ということにならないであろうか。仏教の導入そのものに反対したとするのであれば、国内で造られた仏像や新羅から献上された仏像が問題となっていないことも不可解なことであろう²³⁾。物部・中臣両氏は蘇我氏とつながる百済系仏教の導入に反対し、国神も百済系仏神の崇拝に反対している、と考えられるのである。『聖徳太子伝暦』に、敏達8年10月に新羅から送られた仏像が藤原氏の氏寺である興福寺にある、という伝承が記されているが、これを史実とすることはできないとしても、このような伝承が生まれたことは以上の想定を、間接的にはあるが、支持するものと思われる。

用明2年4月丙午紀における「崇仏論争」では、仏像は問題ではなく、仏法そのものが問題となっている。しかもここでは、天皇が仏法に帰依するかどうかが問題であり、以前の「崇仏論争」とは傾きを異にしている。用明は磐余河上で新嘗をしたその日に病を得て宮に還入り、群臣に、「朕思欲歸三寶。卿等議之。」と詔したが、群臣が入朝して議した時に、物部守屋大連と中臣勝海は、「何背國神。敬他神也。由來不識。若斯事矣。」と言い、蘇我馬子大臣は、「可隨詔而奉助。詎生異計。」と言っている。疾病を癒すために仏法に頼るという記事はこの他に11箇所程みえる²⁴⁾が、なかでも、天武朱鳥元年6月甲申紀の、伊勢王と官人等を飛鳥寺に遣して衆僧に「近者、朕身不和。願頼三寶之威。以身體欲得安和。是以、僧正僧都及衆僧、應誓願。」と勅したという記事はその典型であり、得度・読経・造仏記事が多い。『紀』では、この他に、請雨・止雨等のために仏法が利用されたことがみえる²⁵⁾が、その数は

少ない。このことからすれば、『続日本紀』の場合も同様であるが、疾病を癒すことが仏法の大きな役割とされていたと考えられる。そして、用明2年4月丙午紀で物部・中臣両氏が用明の仏法への帰依に反対していることは、両氏が天皇にはむかう逆臣であったと『紀』が主張しているかのようでもある。次にこのことについて検討を加えることにしたい。

疾病平癒のために仏法を利用するという記事の大半9箇が天武紀に集中するが、皇后の病のために薬師寺を興し百僧を度すというものの以外はすべて天皇の病に関するものである。他は、推古22年8月紀の大臣蘇我馬子の病のために男女千人を出家させるという記述と、持統11年6月辛卯紀の天皇の病のため所願仏像を始めて造るという記事である。天皇の病平癒のために仏法が用いられるのは、『紀』によるかぎり、天武の段階に始まっている。それ以前の段階でも、天皇や皇族によって仏法が用いられたことを示す記述はみられる。崇峻即位前紀7月条・孝徳白雉2年12月晦紀等がそれである。しかし、病平癒を目的とするものはみられない。このような『紀』の叙述は史実を反映しているとみられるが、宮廷に初めて仏法が導入されたのが舒明朝であり²⁶⁾、推古2年2月丙寅朔紀にも所謂「仏教興隆詔」が出されたことが記されており、『紀』編纂段階で仏法が病平癒のために用いられていた²⁷⁾ことを考えると、天武紀より以前にもそのような記述があってもよさそうなものと思われる。天武紀以後とそれ以前とでは仏法に対する扱い方が異っているのではなかろうか。天武5年夏紀には大旱のため諸神祇・三宝に祈ったが雨がふらなかったという記述があり、同12年7月紀・持統2年7月紀には百濟僧道蔵が雨ごいをして雨がふったという記事がみえる。一方、皇極元年7月紀には、大寺南庭に仏菩薩像・四天王像を厳して衆僧に大雲經を読ませ、大臣は香鑪を執ち焼香して発願したが微雨を得るにとどまったとあり、翌8月甲申朔紀には、天皇が南淵河上で四方を拝し天を仰いで祈ったことで大雨が降ったことがみえる。天武・持統紀では請雨は神祇に対するのが一般ではあるが、仏法も同様に用いられていることが前述のところでもわかる。これに対して皇極紀では、神祇が仏法に勝っている。皇極紀のこの部分は、一般的には、天皇の権威が大臣に勝ることを示そうとしたものと解されており、私もその解釈に反対するつもりはないが、ここに衆僧が登場していることからして上記のように解した方が良いと思う。天武・持統紀と皇極紀とを比較すれば、請雨については、前者は対等的であるのに対し、後者は仏法が劣っている、ということになろう。このことは、前者の段階が国家仏教の段階であり、後者の段階が氏族仏教の段階であった²⁸⁾ということによる『紀』編者の書き分けによると思われるが、蘇我氏主導の仏教が天武・持統期のそれに劣ることを示そうとしているのではなかろうか。このように考えることができるのであれば、用明2年4月丙午紀に対する解釈も従来とは異ったものとなる。即ち、用明は「背國神」き、それに劣る「他神」を敬おうとしていることになり、これに対して物部・中臣両氏が反対しているということになろう。病平癒を仏法にもっぱら頼ろうとしている天武紀でも、最終段階で神祇に祈ったことがみえる²⁹⁾のであるからなおさらである。

以上のように、物部・中臣両氏は仏教そのものの導入や天皇が仏法に頼ろうとしていること自体に反対しているのではない、と考えられるのである。しかし、このようないわば百濟系＝蘇我系仏教に対し、欽明は、「朕從昔來、未曾得聞如是微妙之法。然朕不自決。」と、聖明王の表を聞いて歡喜し踊躍して使者に詔した、とある³⁰⁾ように、肯定的であり、用明はまさにそれに頼ろうとしていたとされている。物部・中臣両氏の所謂「排仏」が祖先顕彰の性格を有するものであるならば、このような欽明・用明の態度・姿勢が『紀』のどこかで批判されているような記述があってよいはずである。欽明・用明両紀にはそれらしきものは認められないが、私はそれを斉明7年5月癸卯紀の、「天皇遷居于朝倉橋廣庭宮。是時、斲除朝倉社木、而作比宮之故、神忿壞殿。亦見宮中鬼火。由是、大舍人及諸近侍、病死者衆。」という記

述に求めたいと思う。その理由は、欽明の名「天國排開廣庭」の「廣庭」と、用明の「橘豊日」の「橘」を有する「朝倉橘廣庭宮」が神の怒りで殿が壊され、大舍人等病死者が多かったとあることによる。「橘廣庭」は美称と思われるが、次に掲げた歴代天皇の宮名をもとにしてこれについて検討することにした。なお『紀』は下の他に神功皇后の磐余稚桜宮を記すがこれは省略した。

天皇	古事記	日本書紀	天皇	古事記	日本書紀
神武	畝火之白橋原宮	檀原宮	繼体	伊波礼之玉穗宮	樟葉宮
綏靖	葛城高岡宮	〔葛城〕高丘宮			筒城宮
安寧	片塩浮穴宮	〔片塩〕浮孔宮			弟国宮
懿德	輕之境岡宮	〔輕〕曲峽宮			磐余玉穗宮
孝昭	葛城掖上宮	〔掖上〕他心宮	安閑	勾之金箸宮	勾金橋宮
孝安	葛城室之秋津鳴宮	〔室〕秋津鳴宮	宣化	檜刈之廬入野宮	檜隈廬入野宮
孝靈	黒田廬戸宮	〔黒田〕廬戸宮	欽明	師木鳴大宮	磯城鳴金刺宮
孝元	輕之堺原宮	〔輕〕境原宮			泊瀬紫籬宮
開化	春日之伊邪河宮	〔春日〕率川宮	敏達	他田宮	百濟大井宮
崇神	師木之水垣宮	〔磯城〕瑞籬宮			〔訳語田〕幸玉宮
垂仁	師木之玉垣宮	〔纏向〕珠城宮	用明	池辺宮	池辺雙槻宮
景行	纏向之日代宮	〔纏向〕日代宮	崇峻	倉椅柴垣宮	倉橋宮
		高穴穗宮			推古
成務	志賀高穴穗宮			小治田宮	小墾田宮
仲哀	穴門之豊浦宮	穴門豊浦宮	舒明	岡本宮	〔飛鳥〕岡本宮
	筑紫詞志比宮	檀日宮			田中宮
応神	輕島之明宮	明宮			厩坂宮
仁徳	難波之高津宮	〔難波〕高津宮			百濟宮
履中	伊波礼之若桜宮	磐余稚桜宮	皇極		小墾田宮
反正	多治比之柴垣宮	〔丹比〕柴籬宮			飛鳥板蓋宮
允恭	遠飛鳥宮		孝徳		難波長柄豊碕宮
安康	石上之穴穗宮	〔石上〕穴穗宮	斉明		飛鳥川原宮
雄略	長谷朝倉宮	泊瀬朝倉宮			後飛鳥岡本宮
清寧	伊波礼之甕栗宮	磐余甕栗宮			朝倉橘広庭宮
顕宗	近飛鳥宮	近飛鳥八鈞宮	天智		近江大津宮
仁賢	石上広高宮	石上広高宮	天武		飛鳥浄御原宮
武烈	長谷之列木宮	泊瀬列城宮	持統		藤原宮

上記の宮号の多くは地名にもとづくものである。明確に地名にもとづくものと断言できないものでも、宮とされるものが存在したとされる地域の状態を反映したのことが多いと言える。美称あるいはそれとおぼしきものを有する宮は、崇神・垂仁・応神・履中・反正・仁賢・欽明・用明・崇峻・天武のそれと継体の磐余玉穗宮・敏達の訳語田幸玉宮・斉明の朝倉橘広庭宮である。これらをながめてみると、崇神・垂仁・履中・仁賢・継体の宮と欽明の泊瀬柴籬宮が置かれたとされる地域には複数の宮が置かれたと伝えられている。継体以後は宮の位置はほぼ信頼しうるとみられるが、その宮号の多くは地名にのみもとづくものであり、欽明～崇峻と斉明の朝倉橘広庭宮、天武の飛鳥浄御原宮が例外である。欽明～用明の宮は『古事記』では美称らし

きものは付されていない、『法隆寺金堂薬師如来像光背銘』には用明の宮号は「池辺大宮」とあり、『天寿国曼荼羅繡帳』では欽明の宮号を「斯歸斯麻宮」としていることからして、これらの宮号には本来美称は付されていないと考えられる。崇峻については、欽明～用明と反対ではあるが、これも本来倉橋宮であったと考えられる。天武の宮号は、天武15年7月戊午に「朱鳥」と元号が建てられたときに同時に定められている。この建元が天皇の病氣平癒を祈ってのことであるとすれば、「飛鳥浄御原宮」なる宮号も同じ性格を有すると考えられるのではなかろうか。また、飛鳥には岡本宮・板蓋宮・川原宮等も営まれたのであるから、これらと区別することも意図されたであろう。しかし、これらの宮号は地名・地形・宮の構造等によるものであるのに対し、「浄御原」はそのようなものとは考えられないと思う。してみれば、継体以後の宮号で、特殊な天武の場合を除くと、美称を有するものは斉明の朝倉橋広庭宮だけとなる。継体以前の宮号で美称あるいはそれに類するものが付されているものは、前述のように、それらの地域に複数の宮が営まれたとされていることから、それらを区別するために付されたと考えられる。そのような理由が見当たらないのは継体以後の宮号ではあるが、欽明・敏達是天智・天武の祖にあたり、用明は神聖化されていた聖徳太子の父であることによるのもあろうか。ともあれ、宮号にもとから美称等が付されていたとすることは、天武の場合を除いて、できないように思われる。天武のような特殊な場合でない斉明の時にそのような宮号がつけられたとは考えられないのである。とすれば、持統以後、とりわけ『紀』編纂段階に付された美称とすべきであろう。天智・天武の父である舒明の宮号に美称が付されておらず、斉明も朝倉宮のみであることからして、「橋広庭」は単なる美称とは考えられないのではなかろうか。そこで、この美称を欽明と用明の諡号をもとにしたものと考えれば、欽明・用明両紀で国神の怒りが直接天皇に対して現われていないが、斉明7年5月癸卯紀で朝倉橋広庭宮に仮託して国神の両天皇に対する怒りが現われているとみられるのである。国神が天皇に対して怒りを表したというのは、この他に、仲哀が神の怒りによって崩じたというものだけである。仲哀の死の記事については、その意図するところは明確ではないが、全体として国神が天皇に対して怒りを発するというような記述は極めて特殊なものというべきであろう。この斉明7年5月紀でも、宮・大舍人・近侍に対してであり、直接天皇に対するものではない。欽明・用明両紀で神の怒りが記されていないのは、このような『紀』の編纂方針にもとづくと思われる。斉明の朝倉宮が神の難にあったのは、この宮が、新羅・唐連合軍によって滅ぼされた百済を再興するために朝鮮出兵する拠点となろうとしたことと関係があるのではなかろうか。欽明紀～用明紀の親百済・反新羅政策と共通しているのである。推古紀以後で、欽明・用明に対する神の怒りを反映させようとするには、この斉明7年5月紀が最適であったことで、前記の如き神の怒りを作為したと考えられる。

4. むすび

以上二章にわたって検討した結果をまとめると次のようになる。

- a. 『紀』において「崇仏論争」は対朝鮮関係の変転、親百済・反新羅政策の復活という重要な時期の出来事として位置づけられている。
- b. そしてそれは、蘇我氏・大伴氏による失政であり、倭朝廷の勢力・影響力が朝鮮半島から後退し消滅するということの契機・原因として作為されたものである。
- c. 物部・中臣両氏による「排仏」は仏法そのものの導入を排撃するというものではなく、蘇我氏と結びついた百済系仏神の導入に反対するというものであり、その仏神に共感を示した欽明やそれに帰依しようとした用明に対する国神の怒りは、斉明7年5月癸卯紀の朝倉橋広

庭宮や天皇の近侍に対する神の怒りに象徴されている。

d. この「崇仏論争」は、まさに、石上・藤原両氏にとって視先顕彰的性格を有する記事である。

このように考えることに大過ないとすれば、『紀』にみえる「崇仏論争」はかなり大きな潤色をうけており、「崇仏論争」の原型における物部・中臣両氏の役割はあったとしても小さなものでしかなかったということになるであろう。すなわち、「崇仏論争」に物部氏が蘇我氏に対抗する氏族として登場していることをもって、物部氏が蘇我氏に比肩しうる有力豪族であったとする論拠とはしえないことになる。しかしながら、用明死後に皇位継承をめぐる争いがあったという『紀』の所伝は史実とすべきであろう。とすれば、泊瀬部皇子を擁立せんとする蘇我氏に対抗する勢力が存在したこともまた事実と考えられるが、その中心を『紀』の主張する物部氏と考えるべきであろうか。しかし、もしそうであるならば、物部守屋滅亡の直接の原因を用明紀の「崇仏論争」に求めていること自体が問題と思われる。「崇仏論争」を除けば、物部氏独自の所伝とみられるものがほとんど存在しないことを勘案すると、用明死後の紛争に物部氏が大きな役割をはたしたことも疑問と考えられるが、これについては後に機会を得て考えたいと思う。

注

- 1) 『紀』編纂の黒幕として藤原不比等が想定される（上田正昭『藤原不比等』）とすればなおさらのことであろう。
- 2) 本稿の視角は、野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察」（『史林』51-2）の分析視角に負うところが大きい。
- 3) 継体6年12月紀。継体7年11月乙卯紀には百済に己汶・滞沙を賜うたことがみえる。
- 4) 継体21年6月甲午紀
- 5) 神功5年3月紀・62年紀
- 6) 神功47年4月紀・49年3月紀
- 7) 8) 神功49年3月紀
- 9) 10) 応神16年8月紀
- 11) 12) 仁徳17年紀
- 13) 14) 仁徳53年紀
- 15) ~18) 雄略9年3月~5月紀
- 19) 雄略7年是歳紀
- 20) 允恭5年7月己丑紀
- 21) 允恭7年12月壬戌朔紀
- 22) 『縁起』では欽明の時の排仏の際に「神火」が出たとある。「神火」は一般的には神の怒りによるとすべきであるが、ここでは仏神を弾圧したことによると解すべきである。
- 23) その他、敏達6年11月庚午朔紀の百済からの経論・僧侶等の献上の後、日羅説話にみられるように百済と対立関係に入ろうとしたような記述になっていることも注目すべきである。ここでは仏像が導入されていないからである。
- 24) 推古22年8月紀、天武9年11月癸未紀・丁酉紀・14年9月丁卯紀・朱鳥元年3月丙午紀・5月癸亥紀・6月甲申紀・7月是月紀・8月己巳朔紀・庚午紀、持統11年6月辛卯紀
- 25) 請雨は皇極元年7月庚辰紀・天武5年是夏紀・12年7月紀・持統2年7月丙子紀、止雨は

持統5年6月紀にみえる。

- 26) 田村圓澄『飛鳥・白鳳仏教論』
- 27) 『続日本紀』大宝2年12月乙巳条
- 28) 田村圓澄『前掲書』
- 29) 朱鳥元年8月丁丑紀
- 30) 欽明13年10月紀